**訴追請求状**

令和4年08月25日

裁判官訴追委員会　御中

（郵便番号）１３６－００７３

（住　　所）東京都江東区北砂5丁目20番１０―６０９

（電話番号）０８０－４６５８－１５１８

（氏　　名）SUN　SHUBIN

下記の裁判官について弾劾による罷免の事由があると思われるので、罷免の訴追を求める。

**記**

**第１　罷免の訴追を求める裁判官**

（所属裁判所）　　東京地方裁判所

（氏　　　名）　　第３３部 伊藤　由紀子　裁判官

第１９部

　　　　　　　　　第３１部

**第２****訴追請求理由**

**１ 裁判の判決、決定などは，日本国憲法、裁判所法など法律の違反とするが，相当でない。**

（１）　日本国の不公正司法は　事実である。

ア　民事事件

ただ1件の悪意解雇事件を争って、区役所と警察官の地方公務員、法務省と国税署の国家公務員などの十数名公務員の違法事件を発見した。結局、一人の来日外国人として、一生懸命に　裁判所で頑張れている。

進行中の事件

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事件番号 | 提訴日 | 部署 | 進捗／判決 |
| 4年(ワ)11156 | 2022/5/10 | 地裁民事43 | 控訴提出  ↑判決❹  ↑被訴 |
| 4年(行ウ)187  ➡4年(行ウ)208(都、区) | 2022/4/28 | 地裁民事2 | 未着手 |
| 4年(行ウ)187  ➡4年(行ウ)207(区) | 2022/4/28 | 地裁民事2 | 未着手 |
| 4年(行ウ)187  ➡4年(行ウ)206(国) | 2022/4/28 | 地裁民事2 | 未着手 |
| 4年(行ウ)187  ➡4年(行ウ)187(都) | 2022/4/28 | 地裁民事2 | 訴状訂正中  未着手 |
| 4年(ワ)8296(会社) | 2022/4/4 | 地裁民事19  ➡地裁民事11 | 合弁審理中(8108)  ↑反訴済  ↑被訴❸ |
| 4年(ワ)8108  ➡ (会社) | 2022/4/1 | 地裁民事31  ➡地裁民事11 | 訴状訂正中  合弁審理中  ↑提訴済 |
| 4年(ワ)8108  ➡ (都) | 2022/4/1 | 地裁民事31 | 訴状訂正中  未着手 |
| 4年(ラ)1598(国) | 2022/7/4 | 高裁民事20 | 再審請求  ↑決定 |
| 4年(ワ)8108  ➡ (国) | 2022/4/1 | 地裁民事31 | ↑(国)即時控訴  ↑決定 |

完了の事件

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事件番号 | 提訴日 | 部署 | 進捗／判決 |
| 4年(ラク)141 | 2022/2/9 | 高裁民事14② | 民事訴訟提起  ↑決定 |
| 4年(モ)40001 | 2022/1/4 | 地裁民事33① | ↑特別控訴  ↑決定❷ |
| 3年(ヨ)21064(会社) | 2021/11/9 | 地裁民事33 | ↑即時控訴  ↑決定❶  ↑会社側保全提起 |

進捗：2022年8月12日時点

地裁：東京地方裁判所

①、②のプロセスは　間違いなので、　日本国憲法（三権分立）、裁判所法の違反だと思う、国会議員に直訴する。

❶、❷は裁判官訴追を提出した。❸（地裁民事19）、❹は裁判官訴追を検討している。（裁判所法第四十九条（懲戒））

イ　刑事事件

下記の三件刑事事件は　すべて虚偽告訴を受ける在日滞在記録が残っている、国会議員に直訴し、違法者を刑罰し、民事賠償と国家賠償を請求する。

* 江東区役所の虚偽告訴事件、警察官の暴行も経験した。（令和４年(行ウ)第１８７号）
* 東京法務局人権擁護部の虚偽告訴事件（令和４年(行ウ)第１８７号）
* 大宇宙ジャパン株式会社の虚偽告訴事件、警察官の暴行も経験した。（令和４年(ワ)第８１０８号）

ウ　なぜ　事実が明るみに出たことで、裁判所の公平さが問われるか。

神奈川大学特任教授江川　紹子先生の記事『現職検事の証言で分かった裁判所の不公平』に　「事実が明るみに出たことで、裁判所の公平さが問われる。」を記述しました。この理由は？　　　　　　　**【甲５】**

日本国の裁判所の不公平の歴史は　もう長いだと思う。ですから　日本人の優秀人材はほとんどアメリカ、ヨーロッパ、中国に流失したが、日本の企業は　この30年間　イノベーションできず、強い競争力の企業も　少ないである。

　（２）　来日外国人にとって日本国に　人権がないことは　事実である。

名古屋出入国在留管理局の収容施設で昨年３月、スリランカ人女性ウィシュマ・サンダマリさん＝当時（３３）＝が死亡した問題は　一番有名な事件だ。

まだ　ベトナム人技能実習生は岡山市内にある勤務先の建設会社で暴行を受けたと訴えていた問題について　古川元法相は「監理団体が適正に機能せず、極めて悪質な人権侵害が発生したことは、制度そのものに内在する重大な問題と認識している」と述べ、技能実習制度のあり方について検討を進める考えを示した。

日本国憲法第１４条：

すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

たいへん　残念になった。　この日本国憲法第１４条は現実ではない、真実なウソである。

被告の争っている民事訴訟の相手方は　大宇宙ジャパン株式会社である。２００名ぐらい社員の小さい会社である。けれども、この親会社は　トランスコスモス株式会社である。

トランスコスモス株式会社のホームページにより、1966（昭和41)年6月に起業し、もう５５年歴史になった。２０２２年４月２日逝去の創業者奥田耕己先生は　「正五位旭日中綬章」を受章した。　　【甲６】

残念！ダレか、違法者を保護するために　警察官、検察官、裁判官、さらに　行政官員に　すべて指示している。会社の信用は　損害している。

　（３）　裁判官の職権行使の独立

憲法は，裁判官の職権行使の独立の原則を明らかにするとともに，裁判官の身分保障を手厚いものとしている。このような憲法の規定は，他の公務員については見られない。

裁判官は，独立して裁判権を行使し，その職務に関して他から干渉を受けることはなく，他の公務員のように上命下服の関係はない。

日本国憲法第７６条第３項：

すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

　（４）　監督権と裁判権との関係

裁判官の職権の独立とは，裁判事務について，他の如何なる国家機関も，指揮監督その他の干渉を行うことができないことを意味する。裁判官も，その執務振りについては，司法行政上の監督を受けるが，これによっても裁判の内容に影響を及ぼすことは許されない。

裁判所法第８１条（監督権と裁判権との関係）：

前条（注：司法行政の監督）の監督権は、裁判官の裁判権に影響を及ぼし、又はこれを制限することはない。

裁判所に任せられた司法行政の範囲では，最高裁判所が最高監督権者として，下級裁判所及び全裁判所の職員を監督する。各下級裁判所もそれぞれ管下の下級裁判所およびその職員を監督する（裁判所法第８０条）。

　（５）　裁判官の懲戒

「三権分立」とは、国家権力を「立法権」、「行政権」、「司法権」の3つに分けて、立法権は国会、行政権は内閣、司法権は裁判所という形でそれぞれ独立した機関が相互に抑制し、均衡を保つことで国家権力の濫用を防止し、国民の権利と自由を保障する仕組みのことです。

国家権力を3つに分けることで、一か所に権力が集中しないようにしており、各権力の行使をお互いに監視し合うシステムを取っています。

日本国憲法第41条：

国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である。

日本国憲法第65条：

行政権は、内閣に属する。

日本国憲法第76条1項：

すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

日本の国会は、行政権を担当する内閣に対しては、内閣総理大臣の指名権又は不信任案決議権、条約の承認権等の権能を行使することによって抑制を行い、司法権を担当する裁判所に対しては、裁判官の弾劾裁判所設置権を行使することによって、均衡を図っています。

「弾劾裁判所」とは、裁判官が職務上の義務を行うにあたって著しい違反があった場合や職務の甚だしい怠慢があった場合、裁判官の威信を著しく失う非行があった場合に、その裁判官を辞めさせるか否かを判断する裁判所のことです。弾劾裁判所は、憲法が認める特別裁判所です。

裁判所法第四十九条（懲戒）：

裁判官は、職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠り、又は品位を辱める行状があつたときは、別に法律で定めるところにより裁判によって懲戒される。

**２　訴追を理由づける具体的な事実**

# 地位確認

## 労働契約

### 社長の「解除権の行使」

社長は　会社の代表として　解雇・退職について　２０２２年５月１日まで　一回連絡しなかった。

会社は　２０２２年５月１日まで　社長さんの「解除権の行使」の承認記録と　会社印鑑使用の承認記録を提示しなかった。

【民法第五百四十条（解除権の行使）】により　原告は　会社の「正社員」の地位である。原告は　パソコンと社員証を返却することが　必要しない。

【甲４の１５「即時抗告状」の「第３　即時抗告の理由」の１】

【甲４の１７「特別抗告申立書」の「第２　申立ての理由」の２】

２０２１年１２月6日原告は　はっきり　東京地方裁判所第３３部裁判官に　「会社は　地方裁判所に無事実理由の申立書を提出した。」を話した。更に　品川労働基準監督署石塚監督官の電話録音を　裁判官、会社の弁護士に放送した。録音に　石塚監督官は　「会社へ行きました。会社側は　“解雇の件は社長に承認されました。”を話したが　詳しい記録は　提示しません。」を話した。

【甲２】【録音あり】

### 解雇理由

【労働契約法第十六条（解雇）】により　会社は　解雇理由証明書など証拠の内容を　証明する義務がある、合理的なり理由がない場合　解雇は　無効とする。

【甲３】【甲４の１２「答弁書補充」第５の６　原告の訴訟理由の証拠】

### 退職手続き

原告は　今まで　退職手続きも　サインしなかった。

原告は　２０２１年８月２６日から　何回　品川労働基準監督署へ行って　労働基準監督官と相談した。

### 内部告発

【公益通報者保護法第三条（解雇の無効）】三により　会社の解雇行為は　違法になった。

【甲３の２】【甲３の５】【甲３の１１】

【甲４の１２「答弁書」第５の２公益通報者保護法第三条】

## 会社から支給する動産

会社は　全体社員にパソコンと社員証を支給している。

# 人権侵犯

## 虚偽告訴

会社が提出した「解雇理由証明書」「解雇までの経緯と解雇後の行動」「陳述書」は　ほとんど　無事実な嘘である。

【甲３の１７解雇理由証明書】

【甲４の８解雇までの経緯と解雇後の行動】【甲４の１１陳述書】

【労働契約法第十六条（解雇）】により　２０２１年１１月１７日　東京地方裁判所第９部裁判官に　「会社は　証拠・証人を裁判に提出することが必要する。」を請求した。東京地方裁判所民事第９部の裁判官は　被告の代理人弁護士に　「何日、だれ　何の事など詳しい証拠を提出する」を口頭で命令した。

【甲４の６東京地方裁判所民事第９部の通知書】

【弁護士法第一条（弁護士の使命）】により「弁護士は、基本的人権を擁護し、誠実にその職務を行い」。けれども　被告は　今まで　ずっと　裁判所に何も提出しなかった。

【甲５の１】【甲５の２】【甲５の３】

【民事訴訟法第二条（裁判所及び当事者の責務）】により　当事者は、信義に従い誠実に民事訴訟を追行しなければならない。

【刑法第百七十二条（虚偽告訴等）】により　被告は　無事実の理由で　解雇処分を受けさせる事実なので　虚偽告訴に抵触した。

【甲４の１２「答弁書補充」第５の６　原告の訴訟理由の証拠】

## 名誉毀損、信用毀損

裁判所に無事実な申立書を提出することは　　もう【刑法第二百三十条（名誉毀損）】、【刑法第二百三十三条（信用毀損及び業務妨害）】を違反した。

個人の名誉、社会信用は人権である。【憲法第十一条】「この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」により、会社の無事実提訴は　酷い違法行為である。

【甲２の４「即時抗告状」の「第３　即時抗告の理由」の３】

# 物件損害

裁判官は　証拠と証人を無視して　不公正の裁判決定を決める、さらに強制な執行する。

ドアを解錠する時　暴力団のような執行は　最悪である。

【甲１の２】【甲４の１３執行調書（中止）】【甲４の１４執行不能調書】

# 賠償の請求

## 精神的苦痛の賠償

上記の第１、第2と通り、被告の以下の違法行為について　【民法第七百九条（不法行為による損害賠償）】と【民法第七百十条（財産以外の損害の賠償）】により　各金一千万円（￥１０００万円）賠償を請求する。

* 【憲法第十一条】
* 【公益通報者保護法第三条（解雇の無効）】三
* 【民法第五百四十条（解除権の行使）】、【労働契約法第十六条（解雇）】
* 【刑法第百七十二条（虚偽告訴等）】【民事訴訟法第二条（裁判所及び当事者の責務）】
* 【刑法第二百三十条（名誉毀損）】、【刑法第二百三十三条（信用毀損及び業務妨害）】

## 健康損害の賠償

原告が長時間訴訟を受ける、ずっと就職できず、節約のために　野菜、肉など　大幅に減少し　できるだけ　最低の生活費で　続いている。もう　長時間な栄養不良状態になった。

東京の生活消費レベル、円安などを考えて、【民法第七百九条（不法行為による損害賠償）】と【民法第七百十条（財産以外の損害の賠償）】により　被告に　毎日５０００円の健康損害賠償を請求する。

## 独立行政法人都市再生機構の訴訟の賠償

原告が長時間訴訟を受ける、ずっと就職できず、節約のために　もる　できるだけ　家賃を支払ったが、２０２２年1月から　生活の確報のために　家賃の支払いはもう　できない。

独立行政法人都市再生機構の訴状と通り　訴訟の価格と不確定の手続き手数料、遅延利息、賠償などを考えて　【民法第七百九条（不法行為による損害賠償）】と【民法第七百十条（財産以外の損害の賠償）】により　被告に　月２０万円賠償を請求する。

【甲１の１独立行政法人都市再生機構の訴状】

## 医療費用

被告は　原告の健康保険の資格喪失を手続きた。２０２１年9月1日から　健康保険がない状況を続いている。

【甲１の３健康保険証の返却のお願い】

本判決確定の日まで　訴訟影響なので　まだ　就職できない。ですから　【民法第七百九条（不法行為による損害賠償）】と【民法第七百十条（財産以外の損害の賠償）】により　本判決確定の日まで　発生する医療費用は　すべて　賠償を請求する。

# 名誉回復

原告は　被告の虚偽告訴、名誉毀損、信用毀損など不法行為を受けたなので、【民法第七百二十三条（名誉毀損における原状回復）】により　社会に事件経緯を説明する名誉回復を請求する。

# 犯罪の予防

原告の被害のような事件を再度発生されないために　被告の【刑法第百七十二条（虚偽告訴等）】、【刑法第二百三十条（名誉毀損）】、【刑法第二百三十三条（信用毀損及び業務妨害）】など不法行為を調査し、書類送検を請求する。

（１）　裁判所法廷に　録音・録画を禁止されています。けれども　裁判官は　調査・判決の時　違法者へ支援して　被害者の人権に再度侵害しています。東京地方裁判所第33部の２回裁判は　「日本国憲法」第11条、第14条、第76条、「民事訴訟法」第2条に抵触する、訴追請求状を提出すること。

（２）今回事件審理の前提は　社員地位なので　東京地方裁判所第９部から　労働審判の東京地方裁判所第３３部に移行した。けれども　いままで　2回の審理は　労働審判関連の調査・証拠確認などについて　なにもやらない。質問などはすべて会社へ有利になった。「民事訴訟法」により　東京地方裁判所第３３部の裁判官は　中立、公平、公正ではない。

「領事関係に関するウィーン条約」、「中日領事協定」及び中日両国の関連法律規定に基づき、中華人民共和国駐日本大使館は　私が不平等な待遇をうけていない、私の正当な権利・利益を守る権力と義務がある。訴訟事件の関連文書はすべて　中華人民共和国駐日本大使館領事部にコピー件を送信する。

（３）　事件経緯

（順位：新➡旧）

抗告審：令和４年（モ）第４０００１号　保全異議申立事件（東京地方裁判所（第33部）　佐藤　卓　裁判官、裁判結果：決定）

第1審：令和３年（ヨ）第２１０６４号　動産の引渡断行仮処分命令申立事件（東京地方裁判所（第33部）　伊藤　由紀子　裁判官、裁判結果：決定）

事件申立：令和３年（ヨ）第３３６７号　動産仮処分命令申立事件（東京地方裁判所（第９部）　秋田　智子　裁判官）

事件経緯と東京地方裁判所2回裁判の録音証拠は　ホームページから　確認できる。URL：https://human-rights-and-constitution.github.io/

（マウスの右で　音声ファイルリンクをクリックして　ダウンロードできる。）

（４）　東京地方裁判所　令和３年（ヨ）第２１０６４号　動産の引渡断行仮処分命令申立事件

裁判官は　2021年12月06日（月曜日）午前11時、13階簡易法廷において、自分が担当する訴訟事件の第１回において、具体的な事件経緯を不問し、単純な動産を確認して　完了をした。当日録音証拠を確保した。

裁判の決定有効の前提は社員地位の確認だ。品川労働基準監督署の監督官の調査結果は　民法第五百四十条（解除権の行使）により　会社側の社長の契約解除権を行使する証拠を提出しない。当日労働基準監督官の電話録音を放送した。

詳しい事情は　即時抗告状と2021年12月06日法廷録音のとおりである。

録音ファイル保管：https://human-rights-and-constitution.github.io/

文書日付：2021年12月06日

文章名：東京地方裁判所民事訴訟第１審第２回（録音公開済み）

（５）　東京地方裁判所　令和４年（も）第４０００１号　保全異議申立事件

2022年１月19日(水曜日)午前10時頃、５１７号法廷において、下記訴訟事件の第１回において、佐藤　卓裁判官が　即時抗告状の趣旨を確認した。あと　次の反訴などをアドバイザーし、事件経緯と証拠などについて　何も確認しない。

詳しい事情は特別抗告申立書（提出予定：2022年2月18日）と2022年１月19日の法廷録音のとおりである。

録音ファイル保管：https://human-rights-and-constitution.github.io/

文章日付：2022年１月19日

文章名：東京地方裁判所民事訴訟第１審第３回（録音公開済み）

附　属　書　類

１　控訴状副本　　　　　　　　　１通

　２　証拠説明書　　　　　　　　　１通

　３　各号証拠の写し　　　　　　各１通

注：①本訴訟の関連資料は　在日滞在外国人向けの教育資料として　ウエブサイト（https://lawsuit.sb-hrbp.com）に公開しています。

②　https://github.com/TC-2021-2022/Voice-Memos-TC-2021